

裁 決 書

審査請求人

審査請求代理人

山形市七日町一丁目4番24号
フリーランドビル山形6階 外塚 功法律事務所
弁護士 外塚 功

処 分 庁

山形市福祉事務所長

審査請求人及び審査請求代理人が平成25年10月15日付けで提起した生活保護法による保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成25年8月22日付けで審査請求人に対して行った生活保護法による保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人 _____ (以下「請求人」という。)及び審査請求代理人弁護士外塚功 (以下「代理人」という。)は、平成25年8月22日付けで山形市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。)が行った生活保護法 (以下「法」という。)による保護申請却下処分 (以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めているものである。

2 審査請求の理由

請求人は、生命保険に加入していることで、資産の活用 (生命保険の解約) が必要であり、生活保護の基準を満たしていないという理由で生活保護の申請が却下されたが、現在、病気に罹患しており、生命保険を解約すれば再度の保険加入はできないといった特段の事情があること、また、毎月の保険料の支払いができなくなったため解

約返戻金から保険料を充当する予定となっている状況にあることから、保護の申請が却下されたことに対し、不服があるとして本件審査請求を提起したものである。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、請求人の_____(以下「_____」という。)が平成25年6月27日に生活が大変であるとの主訴で相談に訪れたことから、生活保護制度の説明を行い、その結果として、_____が_____に移り請求人と請求人の_____(以下「_____」という。)の2人世帯になってから生活保護の申請を行うことを確認し、生活保護申請書を交付した事。
- (2) 請求人は、平成25年7月31日に処分庁に対し保護の申請を行ったこと。
- (3) 法第29条の規定に基づき資産調査の結果、請求人が____件の生命保険を契約(_____)
_____としており、解約返戻金の総額が_____円、保険料月額総額が_____円であること、また、預貯金が_____口座で総額_____円あることが判明したため、生命保険の解約返戻金及び預貯金等の活用により最低生活の維持が可能との理由から、同年8月22日に保護の申請を却下する処分を行ったこと。
- (4) 請求人及び代理人は保護の申請が却下されたことに対し、不服があるとして本件審査請求を提起した事。

2 判断

- (1) 処分庁は保護の要否の判定を行うに際し、収入額として生命保険の解約返戻金をその他収入として算定しているが、保護の要否の判定の際に用いる収入は、原則として定期的な収入と開始時に現に所持している手持金及び預貯金の合計額であり、解約返戻金は保護申請時点では現金化されておらず、解約の手続きも行われていないことから、保護の要否の判定上収入として算定することは適当でないと考え。生命保険の解約返戻金を収入として算定しない場合には、収入額が_____円となり、最低生活費_____円を下回ることから、保護の要否の判定は「要」となる。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知(以下「課長通知」という。))第3の間11では、「保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限



り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえない」としている。

さらに、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡（以下「問答集」という。））第3では、解約返戻金の額が少額であるかの判断について、「医療扶助を除く最低生活費の概ね3か月程度以下を目安とする」とされており、また、保険料額の当該地域の一般世帯との均衡の判断については、「医療扶助を除く最低生活費の1割程度以下を目安とする」とされている。

なお、問答集では、解約を要しない保険の種類については、「危険対策を目的とするものに限り認められるものであり、貯蓄的性格が強いと思われる養老保険等の保有は認められない」としており、また、「要保護世帯に保険による保障の効果が及ばないもの及び世帯員の危険を保障するものでないものは解約させるべきである」としている。

そこで、今回の生命保険についてみると、解約返戻金の総額が_____円であり、医療扶助を除く最低生活費の3か月分の額が_____円であることから、解約返戻金の額は少額であるといえる。一方、保険料額については、保険料額の総額は_____円であり、医療扶助を除く最低生活費の1割の額が_____円であることから、保険料額は当該地域の一般世帯との均衡を失っていると考えられる。

生命保険の種類については、__契約とも__保険であるが、貯蓄的性格が強いものではなく、危険対策を目的とするものであり、この点については問題はない。

生命保険を個別にみると、上記第2-1-(3)認定事実の契約__については保険の受取人として当該世帯員以外の者（__）が含まれており、また、同認定事実の契約__については被保険者が当該世帯員以外の者（__）となっており、保有を認めることはできない。

上記のとおり、現状では一部保有の要件を満たしていないが、保険料額の総額が過大である点については一部保険の解約や保険料額の変更により、また、契約__については受取人を変更することで保有が認められる余地はあると考える。

なお、生命保険の保有が認められない場合は、保護の開始決定後に解約・変更指導や返還手続きを行うべきである。

- (3) 以上のことから、生命保険の解約返戻金については現金化されておらず、解約の手続きも行われていないことから、保護の要否の判定において収入として算定することは適当ではなく、算定しなかった場合には保護が要となることから、保護の開始決定を行うべきである。

ただし、生命保険の保有については、保険料額の総額が当該地域の一般世帯との均衡を失していると考えられ、また、当該世帯員以外の者が被保険者又は受取人になっている契約があることから、現状のまま保有を認めることはできないため、保護の開始決定後において、一部保険の解約、保険料額の変更及び受取人の変更を指導したり、返還手続き等を行うべきと考える。

3 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないが、処分庁の手続きに不当な点が認められたため、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用し、本件処分を取り消す。

平成25年12月17日

審査庁 山形県知事 吉村 美栄子

